
返戻金制度について

◇返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が、一定期間内に本人の責めに基づく解雇、または、本人の自己都合により退職した場合、受領した紹介手数料のうち以下に定めた金額を求人者へ返還する制度です。

- (1)入社後1ヶ月以内（紹介手数料の50％を返金する）
- (2)入社後3ヶ月以内（紹介手数料の30％を返金する）

※返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

以上